

# 川崎市感染症情報発信システム運用管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、健康福祉局健康安全研究所が管理する感染症情報発信システムの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染症情報発信システム 市内医療機関、保育園、学校及び庁内関係課等の感染症に関する情報共有ネットワークを構築するために、健康福祉局健康安全研究所が導入するシステムをいう。
- (2) 利用課 本システムに利用登録を行う庁内関係課をいう。
- (3) 利用登録機関 本システムに利用登録を行う市内医療機関、保育園、学校、庁内関係課等をいう。
- (4) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (5) セキュリティページ 本システムにより提供するウェブページのうち、利用登録機関のみが閲覧・入力できるページをいう。

(感染症情報発信システム管理者)

第3条 感染症情報発信システムの運用及び管理を行うため、感染症情報発信システム管理者（以下「システム管理者」という。）を置き、健康福祉局健康安全研究所企画調整担当課長をもって充てる。

2 システム管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本システムの利用登録に関すること。
- (2) 本システムの利用制限に関すること。
- (3) 本システムで取り扱う情報の管理に関すること。
- (4) 本システムのセキュリティ対策に関すること。
- (5) その他、本システムの運用管理に関すること。

3 第1項に定めるシステム管理者に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ健康安全研究所長の指定する職員がその職務を代理する。

(感染症情報発信システム利用責任者)

第4条 利用課における本システムの適正利用を確保するため、感染症情報発信システム利用責任者（以下「システム利用責任者」という。）を置き、当該利用課の長をもって充てる。

2 システム利用責任者は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本システムで取り扱う情報の管理に関すること。
- (2) その他、必要と認められるもの

(利用登録機関の責務等)

第5条 利用登録機関は、次の各号に掲げる事項を遵守して本システムを利用しなければならない。

- (1) 川崎市情報セキュリティ基準を遵守すること。
- (2) 個人情報を取り扱わないこと。
- (3) 非合法的な情報、公序良俗に反する情報を取り扱わないこと。
- (4) 誹謗、中傷、及びプライバシーを侵害する行為をしないこと。
- (5) 他者にユーザID及びパスワードを貸与しないこと。

2 前項の規定を遵守するため、システム管理者及びシステム利用責任者は必要な措置を講じるものとする。

(利用登録)

第6条 本システムのセキュリティページの利用を希望する市内医療機関は、感染症情報発信システム利用登録申請書（第1号様式）により、保育園、学校及び庁内関係課等は感染症情報発信システム利用登録申請書（第2号様式）によりシステム管理者に申請するものとする。

2 システム管理者は、前項の申請内容に不備がないと認めるときは、市内医療機関には感染症情報発信システム利用登録通知書（第3号様式）により、保育園、学校及び庁内関係課等には感染症情報発信システム利用登録通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（利用登録機関の認証）

第7条 利用登録機関は、システム管理者が利用登録機関ごとに発行するユーザID及びパスワードによりセキュリティページにログインできるものとする。

（利用登録内容の変更等）

第8条 利用登録機関は、登録内容に変更等が生じた場合には、セキュリティページにおいて自ら変更登録を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、市内医療機関は、感染症情報発信システム利用登録変更等申請書（第5号様式）により、保育園、学校及び庁内関係課等は感染症情報発信システム利用登録変更等申請書（第6号様式）によりシステム管理者に申請するものとする。

- （1）自ら変更することができない場合
- （2）利用登録を抹消する場合
- （3）その他、必要と認められる場合

2 システム管理者は、第5号様式又は第6号様式による申請があり、内容に不備がないと認めるときは、市内医療機関には感染症情報発信システム利用登録変更等通知書（第7号様式）により、保育園、学校及び庁内関係課等に

は感染症情報発信システム利用登録変更等通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（利用停止措置）

第9条 システム管理者は、利用登録機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用登録機関に対して本システムの利用を停止することができる。

（1） 第5条第1項に定める事項を遵守しない場合

（2） 本システムの円滑な運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為を行った場合

（3） その他、システム管理者が必要と認める場合

（その他）

第10条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じてシステム管理者が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。